

感染拡大防止に向けた施策について (案)

【令和3年2月13日】

集中対策期間

～もう一段、感染を徹底して抑え込むために集中して取り組む施策～

対策期間

国内で緊急事態宣言が発令されている間

協力要請のポイント

地域を限定した要請

目標：新規感染者数が10万人あたり15人／週を下回る水準をめざす

地域を限定した期間

令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■ 札幌市においては、市内全域の飲食店等について時短要請

※時短要請については、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

地域を限定した要請

期間：令和3年2月16日（火）～令和3年2月28日（日）

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

■ 感染リスクを回避できない場合

- ・札幌市内及び小樽市内においては、不要不急の外出を控える
- ・札幌市及び小樽市との不要不急の往来を控える

■ 営業時間短縮等の要請に呼応した行動変容の要請

- ・札幌市内における飲食店等を午後10時から翌午前5時まで利用しない

【事業者の皆様への要請】

■ 札幌市内の飲食店等について、営業時間の短縮（営業時間等は別紙1のとおり）

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、
10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善がされた場合に、医療提供体制の負荷の状況等を
踏まえて、解除を検討する。

全道域の要請

期間：国内で緊急事態宣言が発令されている間

【道民及び道内に滞在している皆様への要請】

- 緊急事態宣言の対象地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避できない場合
 - ・外出自粛など都府県において行動制限が要請されている地域との不要不急の往来を控える
- 感染リスクを回避する行動の徹底
 - ・できる限り同居していない方との飲食は控える
 - ・「新北海道スタイル」の実践を宣言していない店舗や施設の利用を控える
 - ・重症化リスクの高い方（高齢者、基礎疾患有する方等）と接する方及び重症化リスクの高い方においては、マスクの着用、手洗いなど感染リスクを回避する行動を更に徹底する
 - ・発熱や咳があるなど体調が悪い場合に外出を控える
 - ・国の接触確認アプリ（COCOA）や道のコロナ通知システムを徹底して活用する

【事業者の皆様への要請】

- 業種別ガイドラインや新北海道スタイルなど、店舗における感染拡大防止対策の再確認と徹底
- 休憩場所や食事場所など、職場での感染リスクが高い場所の再点検
- テレワークや時差出勤などのより一層の徹底

特措法に基づく協力要請の内容の補足（参考）

- 感染リスクを回避できない場合の例
 - 新北海道スタイルを実践していない施設等の利用、密閉された屋内において人との距離が十分に保たれない長時間の会合、飲食の場面（同居者のみの場合を除く）においては、大人数、例えば5人以上の集まり、マスクをしない大声での会話、2時間を超えるような長時間の飲食など
- 体調が悪い場合の例
 - 発熱や倦怠感、咳、のどの痛み、味覚・嗅覚の異常、筋肉関節の痛み、吐き気がある場合 など

■ 感染者の増加を見越した相談診療検査体制の更なる整備

- ・ 感染の兆候を把握し検査につなげるため、一般相談窓口の体制強化
- ・ 発熱患者に対する診療体制等の整備
- ・ 感染拡大地域における重点的なPCR検査等の実施
- ・ 集団感染が発生した場合の迅速な対応 ※別紙2参照
- ・ 感染者が発生した施設に対する感染予防策の徹底などのアフターフォロー

■ 札幌市と連携しすすきの地区における感染防止対策の推進

- ・ 事業者と共に感染防止対策に取り組む「すすきの地区新型コロナ対策プロジェクト」を推進

■ 札幌市以外の全道の繁華街における感染拡大防止の取組の推進

- ・ 振興局における勉強会の開催など

■ 感染が拡大している地域における療養体制の確保

- ・ 患者受入医療機関や即応病床数の確保
- ・ 宿泊療養施設の迅速な確保

■ 普及啓発等の強化

- ・ 「集中対策期間」（国内で緊急事態宣言が発令されている間）の集中的な啓発広報
- ・ 感染状況に応じた振興局毎の集中的な広報
- ・ 「普及啓発用資料」の活用、出前講座の実施
- ・ 札幌市内の多くの人が利用する場所での集中的な広報
- ・ 繁華街でのマスク着用などの個別啓発
- ・ 新北海道スタイルの実践やテレワークの推進など、企業に対する働きかけ

■ 年度末、年度始め（全国的な異動時期）に向けた感染防止対策の徹底

- ・ 「転勤・入社・入学」の場面での新北海道スタイルの提案 ※別紙3参照
- ・ 市区町村窓口での転入者に対するチラシ配布やポスター掲示等による普及啓発

札幌市内の事業者の皆さまへの協力要請

2月16日(火)～2月28日(日)

(今回新たにご協力いただく場合は遅くとも2月18日(木)から)

※時短要請について、期間中においても、新規感染者数（週合計）の直近7日間平均が、10万人あたり15人を下回るなど、新規感染の改善が確認された場合に、医療提供体制の負荷の状況等を踏まえて、解除を検討する。

区域

札幌市内全域

対象施設

○飲食店・カラオケ店・料理店・食堂等

要請内容

○営業時間の短縮

⇒営業時間は「午前5時～午後10時」

○「業種別ガイドライン」及び「新北海道スタイル」に基づく対策の徹底

○要請にご協力いただいた事業者には、店舗ごとに支援金を支給

【 支援金額：1店舗1日あたり 2万円（最大26万円）】

集団感染への迅速な対応

【事前準備】

- ・振興局ごとの即応体制整備

【発生後】

- ・現地対策本部・現地支援対策本部の設置
- ・衛生資器材の確保
- ・道の医師・保健師等や保健所設置市等による「北海道感染症広域支援チーム」の迅速な編成・派遣
- ・厚生労働省クラスター班やDMAT(Disaster Medical Assistance Team)支援チームなど、国の専門家等の派遣・支援要請
- ・全国知事会や国を通じた都府県への保健師・看護師の応援要請
- ・関係団体・施設等と連携した介護職員等の派遣
- ・関係団体等と連携した医師・保健師・看護師等の派遣
- ・市町村保健師による保健所活動への応援
- ・感染者の搬送・入院等に関する調整
- ・離島における船舶・ヘリコプター等の手配・調整
- ・積極的な新型コロナウイルス検査に対応するため検体採取用車両を活用
- ・医療提供体制のひつ迫度合いに応じた病床の確保や医療スタッフの派遣

「転勤・入社・入学」の場面での 新北海道スタイルの提案

【取組の考え方】

- ・3月～4月の人事異動や入社、入学に伴う人の移動による感染拡大を防止するため、関係機関と連携し、取組を推進

【取組の事例】

段階	従業員・学生	企業・学校等
転居～着任・入学まで	<ul style="list-style-type: none"> ・引越し時期の分散化 ・飲食でのリスク回避 ・検温 (など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・着任日の柔軟な対応 ・従業員の体調把握 (など)
着任・入学後	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食でのリスク回避 ・検温 (など) 	<ul style="list-style-type: none"> ・不急の挨拶回りの自粛や後倒し ・テレワークや時差出勤の奨励 ・入学式などの式典全体の時間短縮 (など)